

大型特殊自動車等の売払いについて

1 参加について

本案件に参加可能な者については次の事業者とする。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録のある事業者で、「再生資源」に登録があるもの。
- (2) 再利用を目的とする場合のみ、名簿に登録のあるすべての業者。

2 参加の手順

- (1) 名簿（物品・役務）に登録している者
見積書提出期間内に電子入札システムにより見積書を提出すること。
見積書送信時には、内訳書を添付すること。
- (2) 名簿（物品・役務以外のみ）に登録している者
見積書提出期間内に紙により見積書（別紙１）を財政局管財部契約管理課まで提出すること（送付の場合は必着のこと）。見積書の書き方は、下記のとおり。

見積書の書き方等

- (1) 見積書には見積金額、くじ番号、案件名、見積日、見積者の住所、商号又は名称、氏名等を記入の上、押印すること。
- (2) 見積金額は、算用数字でペン又はボールペンで記入し、消費税及び地方消費税を含まない額を記入すること。
- (3) 見積書を直接提出する場合には、封筒に入れ割印をし、下記 9 の担当課に提出すること。また、封筒の表面に案件名、件名、見積者の住所・氏名・連絡先及び見積書在中と記入すること。
- (4) 見積書を送付により提出する場合には、二重封筒とすること。見積書を入れる封筒は上記（ウ）のとおり記入すること。また、見積合せ参加申込書等を入れる外封筒には見積者の商号又は名称、氏名等を記入し、下記 9 の担当課あて送付すること。
- (5) いったん提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 内訳書を要する案件は見積書と合わせて同封、提出すること。

3 無効となる見積

次の見積は無効とする。

- (1) 自己がしたと他人の代理をしたとにかかわらず、同一の者がした 2 通以上の見積

- (2) 見積に関し不正の行為をした者の見積
- (3) その他見積に関する条件に違反した見積
- (4) 紙により見積書を提出した場合には、さらに次に掲げる見積
 - ア 見積の見積者（代理人）の記名又は押印がなされていない見積
 - イ 見積書の見積金額を訂正した見積
 - ウ 見積書の記載事項（案件名称、見積金額、年月日及び見積者等）の漏れ、誤記等により内容が確認できない見積
 - エ 委任状を持参しない代理人がした見積
 - オ 金額を訂正した見積
 - カ 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正が容易な筆記具により見積書の記載がなされた入札
 - キ インク浸透印等により押印がなされた入札

4 契約予定者の決定

- (1) 見積書提出期限日の午後4時15分以降、電子入札システムにより開披を行い、予定価格の制限の範囲内で見積した者のうち、最高の価格を提示した者を契約予定者とする。
- (2) 契約予定者となるべき同価の見積をした者が2人以上いる場合は、直ちに、電子入札システムのくじにより契約予定者を決定するものとする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内での見積がない場合は、2回を限度に再度の見積合せを行うことができるものとする。
- (4) 再度の見積合せを行った者が予定価格に達しなかった場合、見積価格が最も高額であった者から順次交渉できるものとする。
- (5) 契約予定者が、次に掲げる事由により契約の相手方として不適当であると認められたときは、見積を無効とし、次点の者を契約予定者とすることができるものとする。
 - ア 名簿の「再生資源」に登録のない業者が解体・転売を目的として見積を提出したとき
 - ア 経営状態が著しく不健全であるとき
 - イ 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けたとき
 - ウ その他契約を締結し難い重大な事由があるとき

5 契約の相手方の決定

契約の相手方の決定に当たり、転売・再利用する場合は誓約書を提出すること。

なお、契約の相手方の決定後、財政局管財部契約管理課より契約の相手方に

通知する。結果は、札幌市ホームページ内の入札情報サービス（P P I）において公開する。

6 契約の締結及び売買代金の納付

- (1) 契約の締結は、他の公開見積合せにおける売払いと同様に請書による場合がある。
- (2) 契約金額は、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額となる。
- (3) 契約の締結に際し、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、契約締結時に売買代金を即納する等、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

7 引渡し

売買代金の納付を確認後、財政局管財部契約管理課から物品引渡指図書兼受領書を交付する。交付後、仕様書に記載の担当者に連絡し日程調整のうえ、速やかに引き取ること。なお、引き取りの際は引渡指図書兼受領書を持参すること。物品運搬等の一切の費用は、受注者の負担とする。

8 契約の解除等

- (1) 受注者が契約に定める義務を履行しないとき、暴力団員又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という。）に該当することが判明したときは、催告せずに契約を解除することができる。
- (2) 受注者が暴力団員又は暴力団関係事業者に該当することが判明したときは、受注者は、売買代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。
- (3) 契約を解除した場合、受領済みの売買代金を除く、契約保証金及び違約金その他この契約において受注者が負担した一切の費用は返還しない。

9 担当課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市財政局管財部契約管理課物品契約担当（電話 011-211-2152）